

京都市告示第 176 号

地方自治法第 101 条及び第 102 条の規定により、次の事件のため、平成 18 年 8 月 31 日京都市議事堂に市会臨時会を招集します。

平成 18 年 8 月 24 日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市職員の不祥事の原因究明及び再発防止策の検討のための地方自治法第 110 条の規定による特別委員会の設置

(総務局総務部総務課)